



金属アーク溶接等作業に健康障害防止措置のお知らせ

2022 年 4 月 1 日から金属アーク溶接等作業に健康障害防止措置が義務付けされました。

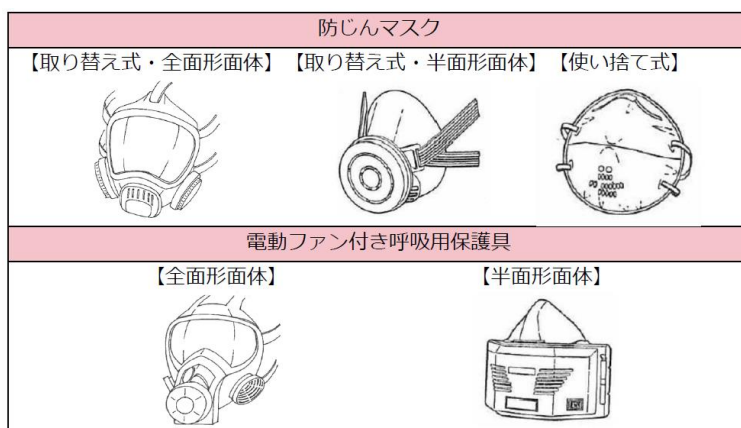
小口径鋼管工事で現場溶接をおこなう場合には、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」が必要となります。

※本義務付けのため講習会が混み合っているようです。該当する協会員様はご注意ください。

講習会については、各地域の「公益財団法人労働基準協会」等へお問合せください。

◎2022 年 4 月 1 日以降の変更点

●呼吸用保護具（防じんマスク）の使用義務化



●特定化学物質作業主任者の選任

技能講習の受講が必要になります。※経過措置あり

●施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
呼吸用保護具の使用等	特化則 に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から 粉じん則 の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。								呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)			
特定化学物質 作業主任者の選任									選任義務(4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

※詳細は厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署の HP を参照願います。